

長崎工業会 会則

1. 総 則

(名称)

第1条 本会は、名称を「長崎工業会」とする。

(目的)

第2条 本会は、長崎市域における工業および工業に関連する業種（以下「工業等」という）の事業者が業種、業態等の枠を越えて相互に交流を深め、研鑽を重ねると共に、組織的な事業推進を通じて、それぞれの経営基盤の強化、技術の高度化、ビジネスチャンスの創出、新製品の開発等による新規事業分野への進出などを積極的に促進することにより、地域工業等の活性化を図ることを目的とする。

(機能)

第3条 本会は前項の目的を達するため、下記の機能を担うこととする。

(1) 会員事業所の課題解決機能

会員事業所の抱える課題について、解決法を見出し、事業所へフィードバックをし、もしくは工業会としての活動を行う。

(2) 産学官連携の産側受け皿機能

産学共同研究等の産側の受け皿機能ばかりでなく、行政の支援策（補助金、助成金、施設利用）等の受け皿機能、および行政等の支援策の情報集約・発信機能を担う。

(3) 行政等への政策・提言機能

地域の工業等が抱える課題を解決するための施策展開やインフラ整備等について、意見を取り纏め、提言、具申、要望を行う。

2. 事 業

(主たる事業)

第4条 主たる事業を下記の通りとする。

(1) 中小工業者の体質強化支援

- ① 研究開発・事業化の支援
- ② コストダウン策、短納期対応、品質向上への支援
- ③ 営業力強化に関する支援
- ④ IT活用策の研究
- ⑤ 経営者等を対象とした研修会等の開催

(2) 企業間、産学官および地域間等各種交流事業の企画・運営

- ① 技術・製品に関する情報交流
- ② 市場開拓に関する情報交流
- ③ 新分野進出に関する情報交流
- ④ 経営技術に関する情報交流
- ⑤ 他地区工業会等との交流

(3) 人材確保・育成等の支援

- ① 講習会・講演会・説明会等の企画・開催
- ② 人材育成に関する各種情報提供
- ③ 人材確保策についての研究・情報提供

(4) その他工業等の振興のために必要な事業

- ① 長崎市域の工業等の振興のために必要な調査研究等
- ② 長崎市域の工業等の振興のために必要な政策提言・具申
- ③ 製造業等の拠点施設の設置、管理・運営検討

3. 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は普通会員、特別会員の2種とする。

2 普通会員は、本会の趣旨に賛同する長崎市域の工業等の事業者を原則とする。なお、法人格を有する単一企業とし、事業協同組合、工業団地等の複合組織は除く。

3 特別会員は、地方公共団体その他とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は年額一口（40,000円）以上の会費を納入しなければならない。

4. 組 織

(役員)

第8条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名

2 会長および副会長は幹事会において互選とする。

3 幹事および監査は総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会長・副会長および幹事は幹事会を構成し、会務を処理する。

4 監査は会計を監査するものとし、幹事会に出席して、意見を述べるができるものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし任期中に欠員が生じた場合は幹事会において補欠役員を選任することができる。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(委員会)

第11条 事業遂行のため委員会等を設置することができる。

2 各委員長は幹事の中から会長が委嘱する。

3 委員会は必要に応じて幹事会の決定により設置または改廃できるものとする。

(顧問)

第12条 本会に特別顧問・顧問を置くことができる。

2 特別顧問・顧問は、幹事会で決定し、会長がこれを委嘱する。

3 特別顧問・顧問は、本会の執行、その他について会長の諮問に応ずるとともに、顧問は幹事会に出席して意見を述べるができる。

(アドバイザー)

第13条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは幹事会で決定し、会長がこれを委嘱する。

3 アドバイザーは本会の幹事会の要請に応じて、事業活動を補佐するものとする。

(事務局)

第 14 条 事務局を長崎商工会議所中小企業振興部商工振興課に置く。

5. 運 営

(会議の種別)

第 15 条 本会の運営に係る会議は、下記の通りとする

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第 16 条 総会は下記の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算の決定
- (2) 事業報告、収支決算の決定
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 総会は、毎年 1 回定期総会を、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は会の運営や事業活動等基本的事項を決定する。

2 幹事会は下記の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 幹事会は必要ある場合に随時開催する。

(召集)

第 18 条 総会および幹事会は会長が召集する。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、設立時における事業年度は設立総会開催の日に始まるものとする。

附 則

(施行の期日)

この会則は、平成 14 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 15 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 16 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 17 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 18 年 4 月 19 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 20 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 25 年 5 月 23 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、平成 29 年 5 月 12 日より施行する。

附 則

(改正の期日)

この改正会則は、令和 4 年 4 月 22 日より施行する。